

2019年12月10日

教え子を再び戦場に送るな



全滋賀教職員組合

発行人 澤 豊治

大津市朝日が丘1丁目11-3

教育文化会館

tel (077) 522-4965

fax (077) 522-4978

号外

UNITE!

国会で「変形労働時間制」強行採決！

～現場の教職員の声を無視した暴挙に怒りの声が～



問題だらけの法案が成立

12月4日参議院本会議において1年単位の「変形労働時間制」(以下「変形労働制」)導入を可能にする給特法一部改正法案が可決成立しました。

「変形労働制」は学校の年間業務を繁忙期と閑散期に分けて、繁忙期の勤務時間を延長し、その分を閑散期に休日のまとめ取りを可能とするものです。そもそも学校に閑散期などあるはずがなく、学期中の勤務時間が延長されても、休日のまとめ取りができる保障はありません。

業務削減を行うことが前提

「変形労働制」は恒常的な時間外労働がないことが前提であり、本来学校現場に導入すべきものではありません。そこで、文科省が

出してきたのが時間外労働を月45時間以内、年360時間以内にするという前提条件です。これが遵守できなければ「導入できない」、導入しても遵守できない場合は取りやめる」と大臣は答弁しました。この前提を確認した上で、徹底した業務削減を求める必要があります。

客観的な労働時間の把握が大前提

前提が遵守されているかどうか確認するためには、客観的な労働時間の把握が必要です。時間外労働を減らすために、管理職が超過勤務の申告をさせないケースがあることを指摘されて、大臣は、客観的把握が大前提であるとの立場を表明し、校長が虚偽の報告をすれば「懲戒の対象となる」「文科省として指導するとともに、現場の先生向けの相談窓口を設ける」と答えています。

一律に強制はしない

「各学校の意向を踏まえ、一律に条例で強制しても意味がない」「学校の先生方が嫌だというものを動

かすことは無理だ」「各自治体で採用しないこともありうる」などの答弁を引き出しています。まずは各学校の教職員の総意、それを受けた市町村教委の判断が極めて重要です。

たたかいはこれから

法案は成立しましたが、職場では導入への不安や反対の声が多くあります。

また、市町村教委も県教委も導入には慎重です。現場の声を結集し、市町村教委・県教委に導入阻止を表明させる大きな運動を全県で展開していきましょう。「変形労働制」導入の阻止は、「働き方改革」のために何が必要かを改めて浮き彫りにすることとなります。教職員定数の拡充こそが一層の現実性・切実性を持って浮上するはずはです。

